

無線局免許申請書等に係る目的及び通信事項の区分の見直し（その3）

一般社団法人 全国船舶無線協会

無線局免許申請書に記載する目的や通信事項の区分の見直しに係る新しいコードは、平成26年5月7日から施行されています。これに係る情報は、機関誌「船舶むせんこうじ」Vol.550(2014年3月号)及びVol.546(2013年7月号)で詳細を周知しましたが、目的を「一般業務用(GEN)」に変更したことにより、その無線局本来の目的が不明確になるため、具体例で示すように5月7日付で通信事項が追加されていますので、ご注意ください。

【具体例】

(1) 船舶局(MS)(免許人所属の船舶局がない場合)

改正前		改正後	
項目	コード	項目	コード
海上運送事業用	MTP	一般業務用	GEN
船舶の航行に関する事項	MAA	船舶の航行に関する事項 海上運送事業に関する事項	MAA MCS

(注) 通信の相手方が「船舶局」である場合には、通信事項に制限を設けるかどうかについて、後日全工協のホームページ等で周知しますのでご注意ください。

(2) 無線標定移動局(MR)

改正前		改正後	
項目	コード	項目	コード
漁業用	FSG	一般業務用	GEN
浮標の識別に関する事項	MSD	浮標の識別に関する事項 漁業通信に関する事項	MSD FSE

(3) 無線標定移動局(MR) 漁業練習船

改正前		改正後	
項目	コード	項目	コード
教育用	EDC	一般業務用	GEN
浮標の識別に関する事項	MSD	浮標の識別に関する事項 漁業通信に関する事項	MSD FSE